

ご意見・ご質問	市議会の考え方
1.尾花沢市議会議員政治倫理条例が企画された背景は？	<p>平成27年、市議会議員選挙において、市議会への信頼を著しく失墜する衝撃的な事件が起きてしまったことを機に、本市議会においてはこの事態を重く受け止め、いち早く市民からの信頼回復を得るために、全議員で構成する「議会改革検討委員会」を立ち上げ、「議員政治倫理条例の制定」を改革の柱とし制定に向けて議論を重ねてきました。</p> <p>その後、令和元年7月市議会議員選挙後、新しい議会構成のもと、新たに「議会改革推進委員会」を立ち上げ、「議会政治倫理条例の制定」、「議会基本条例の制定」をはじめとし、「タブレット議会の導入」等様々な検討テーマを選定し取り組みを行ってまいりました。</p> <p>政治倫理条例については、特に優先的に取り組むべきテーマとして、令和2年度内の制定を目標に掲げ、条例制定作業部会、議会改革推進委員会において検討を重ね、この度の条例制定に至ったものです。</p>
2.他の法令との整合性は？	<p>この政治倫理条例を制定する上で、地方自治法などの法令を遵守した形で制定作業を進めてきました。直接的な上位法令はないものの、関係法令に則った形で進めてまいります。</p>
3.本条例の有効性について	<p>これまでは、倫理に関する条例が整備されていない状況の中、それぞれの議員が自らの責任と責務を自覚し、市民の負託に応えるべく議員活動に真摯に取り組んでまいりました。</p> <p>その上で、より良い尾花沢市を築くには、市民の皆様方の議員への信頼があってこそ実現するものと考え、議員総意により明確な政治倫理基準を定め、改めて強い意志と自覚を持ち政治活動に臨むため、政治倫理条例を制定することとしたものであります。</p> <p>この条例を、絵に描いた餅にすることなく、議員一人ひとりが信頼される議員となるよう日々努めてまいります。</p>